

令和 年 月 日

保護者各位

三条市立飯田小学校長

出席停止のお知らせ

お子さんの病気は学校保健安全法に示す基準により、他の児童にうつるおそれのある期間は登校できないこととなっております。医師の診察および治療を受け、医師の登校許可証明書をもらってから登校させてください。

なお、他の児童にうつるおそれのある期間は、出席停止となり欠席としては扱いません。

主な学校感染症

病名	出席停止の期間
1. 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
2. 麻疹	解熱した後3日を経過するまで
3. 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
4. 風疹	発疹が消失するまで
5. 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
6. 咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症含む）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
7. 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
8. その他 (溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は、保護者が記入する『療養解除届』を使用してください。

登校許可証明書

年 番

児童名 さん

病名 診断年月日 年 月 日

上記の病気は、他の児童にうつるおそれがないと認められますので

月 日より登校してさしつかえありません。

医療機関名又は

医師名